

来年から始めたいインボイス制度への対応

◆ インボイス制度とは

適格請求書(インボイス)とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

<売手側>

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

<買手側>

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※)買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「区分記載請求書」 (イメージ)	
請求書	
〇〇御中	
◎年□月分 21,800円(税込)	
□月1日 牛肉 2kg	※ 5,400円
□月8日 割りばし4組	5,500円
~~~~~	
合計	21,800円
	(10%対象 11,000円) ( 8%対象 10,800円)
△△(株)	
※は軽減税率対象であることを示します。	

### CONTENTS

来年から始めたい  
 インボイス制度への対応…… P.1  
 適格請求書(インボイス)が  
 発行できない場合…… P.2  
 適格請求書発行事業者の確認 P.2  
 中小のM&A 法人税軽減…… P.3  
 マイナンバー、  
 預金口座のひも付け任意に… P.3  
 インフルエンザ予防接種と  
 給与課税…… P.3  
 国等から受給する  
 給付金等の課税…… P.4  
 12月度の税務スケジュール… P.5  
 今月の名言録…… P.6  
 無料相談会実施中…… P.6

最新情報は  
**ASAKのTwitter(ツイッター)も**  
 ご利用ください!

随時更新しますので  
 フォローして下さい!



### ◆ 適格請求書(インボイス)発行事業者登録制度の概要

2023年10月1日から導入される消費税の適格請求書等保存方式(日本型インボイス制度)では、事業者が適格請求書を発行するためには「適格請求書発行事業者」としての登録を受けなければなりません。この登録を受けることが重要な理由は、消費税法上、2023年10月1日以降の取引について、事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、「適格請求書発行事業者」から交付された適格請求書(または適格簡易請求書)を保存することが要件となるからです。

この適格請求書発行事業者となるためには、納税地の所轄税務署長に登録申請書を提出して登録を受けることが必要とされており、その登録申請書は、2021年10月1日から提出することができます。

現在、消費税の免税事業者の場合には、まずは課税事業者となることを選択し、その後、適格請求書を発行できるように、適格請求書発行事業者の登録申請書を提出しなければならないので注意が必要です。

### ◆ インボイス制度初日から適格請求書を発行しようとする場合の、申請書の提出期限

日本型インボイス制度開始日である2023年10月1日から適格請求書を発行できるようにするためには、原則として、2023年3月31日までに登録申請書を納税地の所轄税務署長に提出することが必要とされています。なお、適格請求書発行事業者としての登録日が、2023年10月1日の属する課税期間中である場合には、例外として、消費税課税事業者選択届出書を提出しなくても、その登録を受けることができることとされています。



## 適格請求書(インボイス)が発行できない場合

消費税法上、消費税免税事業者については、適格請求書発行事業者の登録を受けることができる事業者から除かれることと定められているため、消費税免税事業者は適格請求書を発行することができないこととなります。

この場合には、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、原則として、その全額が仕入税額控除の対象とならないとも定められています(※経過措置あり)。したがって、販売取引先においては、消費税の課税仕入取引として控除できなくなるため、登録していない業者との取引を見直す可能性があるのです。

このため、2023年10月1日以降は、それまでは消費税免税事業者であった個人事業者や法人が、取引関係の維持等を目的として、あえて消費税納税義務者となることを選択する可能性が出てくるものと考えられます。

### 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期 間	割 合
2023年10月1日から2026年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
2026年10月1日から2029年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

## 適格請求書発行事業者の確認

適格請求書発行事業者は、国税庁のHPで整備される予定の「公表サイト」において公表されます。公表サイトで確認可能な情報は右記の通りです。

公表サイトでは、「登録番号」を基に適格請求書発行事業者の検索ができる他、データのダウンロード機能等も実装される予定です。

インボイス制度の開始後は、登録を受けた適格請求書発行事業者の発行するインボイスの保存が仕入税額控除の要件となりますが、企業においては、インボイス制度がスタートする2023年10月1日までに、取引先が適格請求書発行事業者に該当するかどうかの確認が必要となります。

公表サイトは、適格請求書発行事業者の登録申請が可能となる2021年10月からの稼働を予定しており、制度開始前からの準備が可能です。

ただし、法人名などから適格請求書発行事業者を検索することはできないため、まずは、取引先に登録の有無と登録番号を直接確認することになりそうです。

一方で、データのダウンロード機能を活用し、取得したデータ(CSV、XML、JSON)から取引先が適格請求書発行事業者に該当するかどうかを確認することも可能になります。

面倒なのは、インボイス制度の開始後も、実際に届いたインボイスについて、その登録番号が有効かどうかを確認する作業が必要となるからです。というのも、適格請求書発行事業者のステータスは永遠に変わらないものではなく、登録の取りやめ等もあり得るからです。

こうした取引が大量にある場合、担当者が記載された登録番号を1件1件、公表サイトに打ち込んで検索する労力が発生してしまいますが、今後、会計システムとの自動連動で、その登録番号が有効か否かを確認できるようになるようです。ただし、登録番号を入力する労力だけは必要になるのかもしれない。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 登録年月日
- ③ 登録取消年月、登録失効年月日
- ④ 法人(人格のない社団等を除く)は本店又は主たる事務所の所在地
- ⑤ 特定国外事業者(国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者)以外の国外事業者については国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地等

## 中小のM&A 法人税軽減

政府・与党は、中小企業によるM&A(合併・買収)の税制優遇を検討しています。買収時の取得金額の一部を損金算入することを認め、法人税を軽減する案を軸に調整しています。競争力の強化につながる再編を後押しすることが狙いで、2021年度の与党税制改正大綱に具体策を盛り込む見込みです。

M&Aでは、買収後に隠れた簿外債務などが発覚するリスクがあるため、買い手の企業が不測の事態に備えて「準備金」を積み立てた場合、税務上の損金(経費)に算入できる案を検討します。企業にとっては法人税の課税対象となる所得(税務上の利益)が減り、M&Aの負担が抑えられる可能性があります。具体的には、優遇策を受ける企業が成長計画を国に提出し、承認を受ける仕組みを想定しています。政府は買収先の雇用や技術の維持、生産性向上の可能性などを考慮して計画を査定します。

これらは、菅義偉首相が提唱する「中小の生産性を高めるための統合・再編を促す施策」のひとつと考えられています。これは、一方では、中小零細企業の淘汰(排除)とも受け取れるものであるため、今後の動きには注視が必要です。

## マイナンバー、預金口座のひも付け任意に

政府は、マイナンバーと金融機関口座のひも付け義務化を見送る方針です。政府が運営する「マイナポータル」に1人1口座を任意で登録し、緊急時の給付金などを速やかに受け取り可能にします。これは、新型コロナウイルス禍で給付が遅れた反省を生かすため、来年の通常国会に関連法案が提出される見込みです。この義務化見送りの背景には、政府による口座把握への懸念があったからです。



任意登録の口座は給付金や児童手当の受け取りにも活用します。希望者はマイナポータルや金融機関の窓口で事前に登録することで、給付金の申請時に口座情報などの入力が必要なくなります。これは、2022年度からの登録開始を目標としており、手続きが簡素になり、誤入力が減る効果が見込めます。自治体側でもマイナンバーの利用で、事務が円滑になり、迅速に給付可能になることもメリットです。

また、相続時や災害時を想定した仕組みも導入されます。本人同意を条件に複数口座をマイナンバーとひも付け、本人や家族が口座情報を把握しやすくします。2024年度を目標に、金融機関が口座を開設する人に対し、マイナンバーの番号提供を求める義務も新たに規定する予定です。

## インフルエンザ予防接種と給与課税

新型コロナウイルス感染症との同時感染への懸念から、今年はインフルエンザの予防接種を受ける者が例年に比べ増加しているようです。インフルエンザの予防接種は、治療ではないため保険適用がなく、自治体等から補助される場合を除き原則、接種費用の全額が自己負担となります。

業務停滞防止や健康維持等を目的に、会社が従業員等の接種費用の一部又は全額を負担する企業もあります。この場合の会社負担額は、福利厚生費として処理でき、従業員等には給与課税する必要はありません。



所得税法上、給料・賞与といった金銭の支給以外に、会社が従業員に行う経済的利益の供与も、原則としては、給与として課税されます。ただし、社会通念上一般的な範囲内、業務遂行上必要など一定の要件を満たすものは、給与課税しないとされており、その一つが、このような従業員の福利厚生のために支出した費用です。

例えば、会社が負担する人間ドック費用が挙げられます。人間ドックは、法律で実施が義務化されていないものの、義務化されている健康診断と社会通念上一般的に同程度で実施されているものであるため、下記の条件を満たすことで福利厚生費として給与課税する必要はありません。

- ① 著しく高額なものではないこと
- ② 対象を役員など特定の者に限定せず全社員とし、希望者が受診できること

インフルエンザ予防接種についても、法律上の義務ではないものの、健康診断等と社会通念上一般的に同程度で実施され、受けるべきものとされているため、上記①②を満たせば福利厚生費として処理できることとなります。

## 国等から受給する給付金等の課税



新型コロナウイルス感染症の影響による給付金等の支給が、国や地方公共団体（以下、国等）から行われています。この給付金等に係る課税関係は、その都度判断します。そして個人が課税される給付金等を受け取る場合には、どの所得に該当するのかも判断しなければなりません。そこで今回は、個人の確定申告時期を前に、国税庁から公表されている情報から、国等から個人へ支給された給付金等に係る課税関係を確認していきます。

### ◆ 課税となるもの、ならないもの

個人が国等から支給を受けた給付金等について、課税となるもの、課税されないものの区別の仕方は、原則として次のとおりとなっています。

課税となるもの	以下の非課税以外のすべて
課税されないもの（非課税）	次のような給付金等 ① 給付金等の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの ② その給付金等が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの ・学資として支給される金品 ・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金

### ◆ どの所得に該当するのか？

個人の所得税の計算上、その発生の要因等に応じて、次の10種類の所得のうちいずれかにあてはめた上で、それぞれの所得ごとに所得金額を計算します。

#### 所得の種類

・ 事業所得	・ 雑所得
・ 不動産所得	・ 譲渡所得
・ 利子所得	・ 一時所得
・ 配当所得	・ 山林所得
・ 給与所得	・ 退職所得

個人が国等から課税となるものに該当する給付金等の支給を受けた場合には、右記のうち、どの所得に該当するのかを判断しなければなりません。その判断となる指針が、国税庁の「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」（以下、資料）で、以下のように示されています。

① 事業所得等	事業に関連して支給される給付金等 （例）事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するもの
② 一時所得	事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される給付金等
③ 雑所得	上記①②のいずれにも該当しない給付金等

### ◆ 一時所得の計算には注意！

事業所得や雑所得は、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算します。

これに対して一時所得は、収入金額からその収入を得るために支出した金額を差し引き、そこからさらに最大50万円を控除することができます。

そのため、その年中に一時所得となる金額すべてを足した合計が50万円を超えない限り、実質課税はされません。

一時所得として注意すべきは、保険金の満期返戻金や解約返戻金として一時金を受け取った場合、あるいはふるさと納税を行うことで、ふるさと納税の返礼品を受け取っている場合です。これらは一時所得となりますので、合算して計算することにご注意ください。

#### 参考：一時所得とは

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得をいいます。この所得には、次のようなものがあります。

- (1) 懸賞や福引きの賞金品(業務に関して受けるものを除きます。)
- (2) 競馬や競輪の払戻金(営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます。)
- (3) 生命保険の一時金(業務に関して受けるものを除きます。)や損害保険の満期返戻金等
- (4) 法人から贈与された金品(業務に関して受けるもの、継続的に受けるものを除きます。)
- (5) 遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金等

## ◆ 具体的な例示

個人が国等から支給を受けた給付金等について、課税となるもの、非課税となるものの例示がありますので、具体的にご紹介いたします。

### 【非課税となるもの】（例示）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金</li> <li>・ 特別定額給付金</li> <li>・ 子育て世帯への臨時特別給付金</li> <li>・ 学生支援緊急給付金</li> <li>・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券</li> <li>・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成</li> <li>・ 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）</li> <li>・ 子育て世帯臨時特例給付金</li> <li>・ 年金生活者等支援臨時福祉給付金</li> <li>・ 東京都認証保育所の保育料助成金</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 【課税となるもの】（例示）

① 事業所得等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金（事業所得者向け）</li> <li>・ 家賃支援給付金</li> <li>・ 農林漁業者への経営継続補助金</li> <li>・ 文化芸術・スポーツ活動の継続支援</li> <li>・ 東京都の感染拡大防止協力金</li> <li>・ 雇用調整助成金</li> <li>・ 小学校休業等対応助成金</li> <li>・ 小学校休業等対応支援金</li> <li>・ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金</li> </ul>
② 一時所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金（給与所得者向け）</li> <li>・ Go Toキャンペーン事業における給付金</li> <li>・ すまい給付金</li> <li>・ 地域振興券</li> <li>・ マイナポイント</li> </ul>
③ 雑所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金（雑所得者向け）</li> <li>・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券（通常時のもの）</li> <li>・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成（通常時のもの）</li> </ul>

## 12月度の税務スケジュール

内 容	期 限
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額当年（6月～11月分）の納付	納 期 限    12月10日（木）
10月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞	申告期限 } 納 期 限 }    1月 4日（月）
1月、4月、7月、10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
4月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）	
消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞	
固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付	

## 今月の名言録

### 「見える」まで考える

技術開発など新しいことを進めようとするとき、私は「見えてこなければならぬ」とよく言います。

夢みたいなことを言っているうちに、夢と現実との境がなくなってしまうということを、私は何回も経験しています。つまり、最初のうちは夢や理想として考えていたものが、ずっと考えているうちに、現実なのか夢なのか自分でも分からなくなってしまうという状況になってはじめて、「できる」と私は思うわけです。

そして、まだ何もやっていないのに、もう「できる」ということを言い出すのです。そういう心理状態を、私は「見える」という表現で言っているのです。

夢みたいなことを、ただ漠然と考えているようでは話になりません。

まだ、やってもないことまでが、「やれる」という自信に変わったときにはじめて、「見える」ということになるのです。それは、テーマをどこまで深く、どれだけ長く考えているかによります。

こういう「見える」という状況まで考えつくさなければ、何ごとも絶対にものにならないと私は思っています。

(「心を高める、経営を伸ばす」 稲盛和夫著 PHP研究所)



## 無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

**何でも気軽にご相談ください！**

## 事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階  
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167  
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1  
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651

本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士 浅岡 和彦  
不動産鑑定士 佐々木 勝己  
社会保険労務士 松永 裕美

